



令和元年7月31日

和光市子ども・子育て支援会議  
会長 森田 明美 様

和光市子ども・子育て支援会議  
基準検討部会  
部会長 小川 晶

第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会に付された事項に対する審議結果について（報告）

令和元年7月25日付けで当部会に付された事項について審査した結果、下記のとおり結論を得ましたので、報告します。

#### 記

##### 1 付託事項

令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設に関し、経過措置期間に適用する基準を条例に定めることについて

「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）」

##### 2 審議結果（報告）

付託事項を、原案（別添資料）のとおり承認する。

以上

# 幼児教育・保育の無償化

## 幼児教育・保育の無償化の対象となる 認可外保育施設等の基準(案)について

市は 無償化の対象となる認可外保育施設等の基準を

令和元年10月1日から適用します

和光市子どもあんしん部保育施設課  
令和元年度 7月

## 幼児教育・保育の無償化の内容

### ✓ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

「3歳から5歳まで」及び「0歳から2歳までの住民税非課税世帯」の以下の施設・事業を利用する子どもたちの利用料(※)が無償化。

※ただし、実費費用(食材料費、行事費、通園送迎費)は無償化の対象外  
※未移行幼稚園は、月額25,700円までの範囲

#### 【施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)  
企業主導型保育事業(標準的な利用料)

今回のパブコメ  
のポイントは、  
認可外保育施設  
です！

### ✓ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償化。(最大月額11,300円までの範囲)

### ✓ 認可外保育施設等を利用する子どもたち

市から「保育の必要性の認定」を受けた場合、以下の施設・事業を利用する、

- ・ 3歳から5歳までの子どもたちは、月額37,000円までの利用料が無償化。
- ・ 0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもたちは、月額42,000円までの利用料が無償化。

#### 【施設・事業】

**認可外保育施設(※)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、国では、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けている。(埼玉県の場合、届出は市町村に行う。)

# 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設①

## 【国の認可外保育施設に対する考え方】

### (3) 認可外保育施設等

#### (無償化の対象)

- 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化する。  
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の保育の必要性がある子供たちは、月額4.2万円までの利用料を無償化。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。  
(参考：「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）」抜粋)

**法の施行後5年間、指導監督基準を満たさない施設等でも無償化の対象とする猶予期間を設けること。**

**⇒「子供たちの安全確保」の観点から多くの市長から強い懸念の声**

#### 【全国市長会の国に対する活動】

- ◇子どもたちのための幼児教育・保育の無償化の実現に向けて（H30.10.26）
- ◇真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議～幼児教育・保育の無償化に当たって～（H30.12.10）
- ◇地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する決議（H30.12.10）
- ◇幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について（意見）（H31.1.23）

子どもたちにとって  
安全な場所であることが第一

2

# 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設②

## 【子ども子育て支援法の一部を改正する法律】

市内の子どもたちの  
安全を確保できることに

- 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける。（附則第4条第1項）

**経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする。**（附則第4条第2項）

※ 法律の施行後2年を目処として、附則第4条の規定の状況を検討。必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第18条第1項）

**➤地域の実情に応じて、対象施設等が満たすべき質の確保・向上を図ることが可能となる。**

3

# 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設③

【認可外保育施設に求める基準】 ※児童福祉法に基づく届出がされていること。

## ①「対象施設等が満たすべき教育・保育等の質」の基準

内閣府令で定める基準→**現在の指導監督基準と同様の内容※** (P5参照)

(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

※法は、質の基準に対して、5年間の猶予期間を設定。

## ②「対象施設等の運営」の基準

条例で定められる基準は、「教育・保育等の質」の部分です。

施設等が共通で満たすべき運営に関する事項→内閣府令で定める基準（新設）

以下の内容が記載されている文書等が整備されているかを把握。

- 教育・保育等の提供の記録
- 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
- 秘密保持
- 諸記録の整備

参考：対象施設等に求める基準（質の基準）

- (1) 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
  - 学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- (2) 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
  - 内閣府令で定める基準を適用

# 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設④

項目	現在の認可外保育施設指導監督基準		改正後
	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児を保育)	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター/ 1人の乳幼児を居宅で保育)	
職員	○配置基準（乳幼児）：（保育士） 0歳児 3：1、1・2歳児 6：1 3歳児 20：1、4歳以上児 30：1 ○職員：保育者の3分の1以上が 保育士又は看護師資格が必要	○職員配置 ・原則1：1  ○職員：基準なし (望ましい基準のみ)	○配置基準 ・原則1：1 ○職員： <b>保育士、看護師 又は 一定の研修を受講した者</b> ※「一定の研修」は別紙参考
設備	○全年齢共通 ・保育室 1.65㎡以上/人 ・調理室、便所	—	—
非常災害に対する措置	○消火用具、非常口の設置 ○定期的な訓練の実施	—	—
児童の処遇	○保育内容：保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 ○健康管理・安全確保 ○利用者への情報提供 ○帳簿の整備 等	(同左) ※一部適用除外	(同左) ※一部適用除外

※1日5人以下の乳幼児を保育する認可外の家庭的保育事業についても、改正後の職員の基準が適用されます。

# 和光市における無償化の対象とする認可外保育施設等の取扱等①

## 【和光市における無償化の対象とする認可外保育施設・ベビーシッターの取扱い方針】

**子どもたちの命を預かる保育現場であり、子どもたちの安全確保が最優先**

**法施行後5年間の経過措置期間中は、**

**内閣府令で定める基準を市の条例(※)に規定。令和元年10月1日から適用します。**

➢ 「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部を以下アンダーラインのように改正する予定です。  
 条 例 名：「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例」（案）  
 改正内容：法施行後の経過措置期間中における認可外保育施設（ベビーシッターを含む）の基準について「子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準によるものとする。」と規定します。  
 「子ども・子育て支援法施行規則第1条」の規定が、認可外保育施設指導監督基準と同じ内容（ベビーシッターに関する基準は新設）です。

## 【市内における認可外保育施設・ベビーシッターの設置状況】令和元年7月1日現在

- ✓市内認可外保育施設は全て、認可外保育施設指導監督基準を満たしている。
- ✓届出されているベビーシッターは以下のとおり。

認可外保育施設等	市内の届出数※実施・活動中に限る (令和元年7月1日現在)	認可外保育施設指導監督基準及びベビーシッター新基準の適合の可否	6人以上の認可外保育施設に対する指導監査の有無(法定:年1回)	平成30年度認可外保育施設実施指導
認可外保育施設	家庭保育室 1か所 事業所内保育事業※1 5か所 企業主導型保育事業※2 1か所	指導監督基準適合 同上 同上	有 有 有	平成31年1月23日～ 3月28日の期間内に実施
ベビーシッター	5人	2人適合（保育士及び特定研修修了者）	—（今後、法令等に基づき実施）	—

※1 事業主が設置する施設でその従業員の児童に対する保育を行う事業（認可の場合は従業員以外の児童も保育を行う。）。  
 ※2 厚生年金の子ども子育て拠出金を負担している事業主が、仕事と子育てとの両立を目的として従業員等の児童に対する保育を行う事業。

## 【今後の保育施設整備予定】

- ✓令和元年度 保育所1園、令和2年度 認定こども園整備予定

## 【待機児童の発生状況】令和元年4月1日現在

- ✓0歳児及び3歳児以上には、国が定める基準による待機児童の発生はない。

# 和光市における無償化の対象とする認可外保育施設等の取扱等②

## 「保育の必要性の認定」を受けた市民の方が

## 経過措置期間中に認可外保育施設等を利用する場合の主な留意点等

✓「保育の必要性の認定」を受けた市民の方が、市外認可外保育施設で「和光市の基準」に適合していない施設を利用した場合は、無償化の対象にはなりません。→「和光市の基準」に適合した施設をご利用ください。

✓「保育の必要性の認定」を受けた市民の方は、認可外保育施設の利用に加え、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を限度額範囲内で利用することが出来ます。

※市内保育所及び幼稚園を利用している市民の方が認可外保育施設、一時預かり事業（幼稚園で行っている在園児に対する預かり保育を除く。）、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を利用してもこれらの施設及び事業は無償化の対象になりません。

✓市内の認可外保育施設及びベビーシッターに対して、指導監督基準及びベビーシッター基準を満たした運営をしているか、年1回以上訪問による実地指導を行い、継続的な指導で「保育の質」を確保します。

✓今後、市内を含む認可外保育施設及びベビーシッターの指導監督基準の適合状況など、施設選択に参考になる情報を「子ども・子育て支援総合システム」で閲覧できるようになります。

※現在、埼玉県内の情報は、埼玉県ホームページで閲覧することが可能です。

# 認可外の居宅訪問型保育事業の従事者に受講を求める「一定の研修」について（案）

参考

- 認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容（下表）、すなわち**20時間程度の講義と1日以上**の演習の受講を求めることを基本とすることが適当である。
- 具体的な研修としては、以下が考えられる。
  - ① 地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）※1
  - ② （公社）全国保育サービス協会※2が実施する居宅訪問型保育研修
  - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
    - ※1 子育て支援員研修（地域保育コース）：小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育補助者、一時預かり事業保育従事者等のための研修で、約30時間の講義+2日以上の実習（見学）又は演習
    - ※2 全国保育サービス協会：96のベビーシッター事業者（ベビーシッター数：20,855人）が加盟（平成29年度）
- 上記③については、都道府県、指定都市又は中核市が、厚生労働省が示す統一的内容及びその確認方法※3に基づき、①又は②と同等の研修として認めることが必要であり、運用の詳細については、引き続き検討が必要である。
  - ※3 ①の研修については、厚生労働省の通知で、既にかリキラム・時間数や内容等が示されている。

科目名	時間数		
<b>1. 居宅訪問型保育の基礎を理解するための科目</b>		①安全の確保とリスクマネジメント	1時間
①居宅訪問型保育の概要	1時間	②居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間
②乳幼児の生活と遊び	1時間	③居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間
③乳幼児の発達と心理	1.5時間	④子ども虐待	1時間
④乳幼児の食事と栄養	1時間	⑤特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間
⑤小児保健Ⅰ	1時間	<b>3. 研修を進める上で必要な科目</b>	
⑥小児保健Ⅱ	1時間	⑥実践演習	1～2日
⑦心肺蘇生法（実技講習）	2時間	<b>4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目</b>	
<b>2. 居宅訪問型保育の実際を理解するための科目</b>		⑦実施自治体の制度について	1時間
⑧居宅訪問型保育の保育内容	2時間	<b>計</b>	<b>20時間</b>
⑨居宅訪問型保育における環境整備	1時間		<b>+ 1日以上の実践演習</b>
⑩居宅訪問型保育の運営	1時間		

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)の一部改正における認可外保育施設の基準を定める規定部分(抜粋)

※改正部分には下線を記しています。

【改正後】

条例名：「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例」

該当箇所：

1 目次 第1章～第3章(略)

第4章 特定子ども・子育て支援施設等に関する基準

第5章(略)

2 (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

3 第4章 特定子ども・子育て支援施設等に関する基準

4 (特定子ども・子育て支援施設等に関する基準)

第56条 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第4条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める基準による。

【改正前】

条例名：「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

該当箇所：

1 目次 第1章～第3章(略)

第4章(略)

2 (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

3 新設

4 新設

5 第4章(略)